

[illegible]

至 平成26年12月12日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（平成26年12月 9日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 町長行政報告及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 7 | 議案第76号 | 平成26年度別海町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 8 | 議案第77号 | 平成26年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 9 | 議案第78号 | 平成26年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第79号 | 平成26年度別海町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第80号 | 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第81号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第82号 | 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第83号 | 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第84号 | 別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第85号 | 別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第86号 | 別海町立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第87号 | 別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第88号 | 別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第89号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第21 | 議案第90号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について |
| 日程第22 | 議案第91号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について |

日程第 2 3	議案第 9 2 号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 2 4	議案第 9 3 号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 2 5	議案第 9 4 号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 2 6	議案第 9 5 号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 2 7	議案第 9 6 号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 2 8	議案第 9 7 号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 2 9	議案第 9 8 号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 3 0	議案第 9 9 号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 3 1	報告第 8 号	専決処分の報告について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		町長行政報告及び提出案件の概要説明
日程第 6	承認第 3 号	専決処分した事件の承認について
日程第 7	議案第 7 6 号	平成 2 6 年度別海町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 8	議案第 7 7 号	平成 2 6 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 7 8 号	平成 2 6 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 7 9 号	平成 2 6 年度別海町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 1	議案第 8 0 号	別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 8 1 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 8 2 号	教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 8 3 号	別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 8 4 号	別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 8 5 号	別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 8 6 号	別海町立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 8 7 号	別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 8 8 号	別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 8 9 号	工事請負契約の締結について

日程第21	議案第90号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第22	議案第91号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第23	議案第92号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第24	議案第93号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第25	議案第94号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第26	議案第95号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第27	議案第96号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第28	議案第97号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第29	議案第98号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第30	議案第99号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第31	報告第8号	専決処分の報告について

○出席議員（17名）

	1番	木嶋悦寛		2番	松壽孝雄
	3番	森本一夫		4番	今西和雄
	5番	西原浩		6番	杳澤昌廣
	7番	小林敏之		8番	安部政博
	9番	瀧川榮子		10番	山田信
	12番	松原政勝		13番	戸田博義
	14番	戸田憲悦		15番	中村忠士
	16番	佐藤初雄	副議長	17番	安田輝男
議長	18番	渡邊政吉			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	水沼猛	副町長	磯田俊夫
教育長	真籠毅	代表監査委員	志賀正章
監査委員	田村秀男	教育委員長	大塚保男
農業委員会会長	小野榮一	総務部長	佐藤次春
福祉部長	竹中仁	産業振興部長	有田博喜
建設水道部長	小西健夫	教育部長	中谷隆弘
病院事務長	佐藤一彦	会計管理者	田保圭乙
監査委員事務局長	宮越正人	農委事務局長	佐々木勉
総務部次長	河嶋田鶴枝	産業振興部次長	佐藤則夫
産業振興部次長	山崎茂	教育部次長	下地哲人
総務課長	佐藤告	総合政策課長	浦山吉人
財政課長	河嶋田鶴枝	税務課長	中村公一
防災交通課長	金田秀幸	福祉課長	山田一志
介護支援課長	今野健一	特養建設準備室長	竹中仁
町民課長	三戸俊人	保健課長	門脇芳則
農政課長	山崎茂	水産みどり課長	佐藤則夫

商工観光課長 大槻 祐二
事業課長 千葉 悦男
学務課長 佐々木 栄典

管理課長 小島 実
上下水道課長 佐藤 敏
生涯学習課長 下地 哲

○議会事務局出席職員

事務局 長 登藤 和哉

主 幹 田畑 直樹

○会議録署名議員

15番 中村 忠士

16番 佐藤 初雄

17番 安田 輝男

◎議長挨拶

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

平成26年第4回定例会の開会に当たって、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には年末を控え、公私御多忙のところ御出席をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、我が国の経済はデフレ脱却と財政再建の両立に向けた政策により、一部では経済状況の回復基調が見られますが、景気動向指数を見ると景気はことし1月を山に後退局面に入った公算が大きく、過度な悲観も楽観もできない状態となっており、引き続き厳しい状況にあると言えます。

さらに、本格的な人口減社会を迎えたことによる将来不安が先立ち、今後の景気の動向は不透明感が続くと考えられております。

そうした中、国の平成27年度の予算編成はこれから大詰めを迎えることになります。

消費税増税の先送りや、地方交付税を含めた地方財政計画の行方など、本町においても新年度の予算編成作業が煩雑な状態となることから、今後の国の動向を注視していかなければならない状況にあります。

一方、地方自治においては過疎・少子高齢化時代は色濃く、抱える課題は多く重たい中で、地域福祉施策の充実、農林水産業・商工業など地域産業の振興等の課題に積極的に取り組むことが求められており、議会といたしましては行政と十分に意思の疎通を図りながら、地域振興の政策推進に努めなければならないと考えております。

このような中であって、議員各位が町民の代表としてその職務を全うされ、本町の発展と町民の住みよいまちづくりのために、絶大な御尽力をいただいておりますことに対し、深甚なる敬意を表し、お礼を申し上げる次第でございます。

町民の負託を受けた私ども議員は、自己の責務を深く自覚し、常に研鑽を深め、問題解決に向け職務に邁進しなければなりません。

本定例会に提出される議案につきましては、後ほど町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に事業を進められて、議会本来の権限を十分に発揮し、適切な議決に至りますようお願い申し上げます。

寒さが厳しい折から、議員各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

開会 午前 9時58分

◎開会宣言

○議長（渡邊政吉君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げます。

ただいまから、平成26年第4回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により議長において指名いたします。

15 番中村議員、16 番佐藤議員、17 番安田議員、以上 3 名を指名いたします。

◎日程第 2 議会運営委員会報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第 2 議会運営委員長から、委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

それでは、議会運営委員長。

○議会運営委員長（戸田博義君） それでは、議会運営委員会から報告をいたします。

12 月 1 日及び 3 日に開催いたしました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で 26 件であります。

提出されました議案は、平成 26 年度各会計補正予算が 4 件、条例の一部改正が 9 件、工事請負契約の締結が 1 件、公の施設に係る指定管理者の指定が 10 件、専決処分した事件の承認が 1 件、専決処分の報告が 1 件であります。

これら提出案件の全てについて、委員会の付託を省略し、本会議において質疑、討論、採決すべきものと決定をいたしました。

なお、報告第 8 号の専決処分の報告につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、本日 12 月 9 日から 12 月 12 日までの 4 日間とし、1 日目には、町長から行政報告及び提出案件の概要説明の後、提出議案の内容説明、質疑を行うことといたしました。

なお、先議の申し出がありました承認第 3 号専決処分した事件の承認については、議案第 76 号平成 26 年度別海町一般会計補正予算に係ることから、1 日目の提出案件の概要説明終了後に質疑、討論、採決までを行います。

2 日目には、一般質問を行います。

3 日目は休会とし、各常任委員会を開催いたします。

4 日目、最終日は町長提出議案の討論、採決を行い、その後、議員提出案件等の内容説明、質疑、討論、採決などを行うことにいたしました。

なお、本定例会においても、休会日を 1 日設け、各常任委員会での議案調査等討議の時間を確保した日程といたしました。各常任委員会の運営につきましては、委員長を初め、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

また、本年第 3 回定例会において、平成 25 年度各会計決算審査特別委員会に付託いたしました平成 25 年各会計決算承認第 1 号から第 8 号については、最終日に委員会報告を受け、一括質疑の後、会計ごとに討論採決をすることといたしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、中村忠士議員、木嶋悦寛議員、瀧川榮子議員の 3 名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うことといたしました。

議員各位、理事者におかれましては、活発な政策議論が行われるとともに、円滑な議会

運営と町民にわかりやすい質問や、答弁内容に配慮されますよう、お願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

受理いたしました請願・陳情等に係る対応について慎重に協議をいたしました。その結果については、お手元に配付したとおりであります。

なお、提出された陳情等の写しは議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在、予定されております提出案件は、議員提出案件が3件であります。

初めに、農林漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書については安部議員から、「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書を中村議員から、義務教育段階の特別支援学校または分校・分教室の設置を求める意見書を木嶋議員から、それぞれ提出いたします。いずれも、定例会最終日に提案されることになっております。

また、反問権についてですが、議員の質問に対して、論点、争点を明確にするためのものであり、質問、回答事項を十分精査し、より質の高い議論を展開することが期待されているものであります。町長初め、執行機関、議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議いたしました内容についての報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの4日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月12日までの4日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第5 町長行政報告及び提出案件の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 町長から行政報告及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

本日、平成26年第4回の町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては時節柄大変お忙しい中、御出席を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、行政報告並びに提出議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、産業の動向についてでございます。

ことしの酪農畜産の情勢につきまして、1月から10月末までの町内の生乳生産量につきましては対前年比95.9%の38万5,000トン、生産額では前年対比100.6%の34.9億8,000万円でありまして、前年実績に対し微増となっております。

乳量は昨年7月から前年を下回っている状況が続いておりますが、町内の各農協では乳牛導入に対する支援など、生乳増産の課題解決のための方策を実施しておりまして、9月以降は回復傾向で推移をしていることもありまして、今後の増産が期待されるところでございます。

乳代につきましては、加工原料乳生産者補給金単価が実質25銭、平均乳価が5円47銭引き上げられました。

乳量が対前年比4.1%下回ったものの、前年実績に対し0.6%の微増となっております。

本年度の牧草の状況につきましては、収穫が1番草で6日早く、2番草では3日ほど早く終了しております。

収量では1番草が10アール当たり2,305キロ、2番草は1,499キロ、合計で3,805キログラムと、平年に対し102%程度の収量となりました。

また、飼料用トウモロコシの収量につきましては、10アール当たり露地栽培が5,662キロで、平年に対し114%ほどの収量となっております。

生乳生産農家戸数につきましては、本年11月末現在で12戸が離脱をしており、その内訳は後継者問題で4戸、将来不安関連で4戸、死亡または事故で2戸、経営転換が2戸となっております。

なお、新規に2戸が就農していることから、11月末現在での農家戸数は721戸となっております。

さて、政府は本年6月に農政改革関連法案を成立させ、恒久法として多面的機能支払制度が本年度から始まることになりました。

本町では平成19年度から農地・水保全管理支払制度として2地区で進められておりますが、新たに残る地域全体を一地区として、本支払制度を受けるべく各種手続を取り進めていくことといたしまして、それに係る予算を本定例議会に提出をしているところでございます。

また、全国的に農家戸数、飼養頭数の減少といった生産基盤の弱体化が懸念されることから、国策として酪農畜産基盤の底上げを狙うため、収益性向上、生産基盤の維持・拡大、そして高収益畜産への転換、生産性向上、畜産環境問題への対策を念頭に関係事業者の連携・結集により、地域ぐるみで収益性を向上させる新たな取り組みであります畜産クラスターによる支援事業が始まります。

本件につきましても、町として関係団体と協調の上、取り進めていくこととしております。

次に水産業の状況でございますが、秋サケ定置網漁も11月19日で網上げも終わりましたが、比較的豊漁であった昨年と比べ、水揚げ量が落ち込んでおります。

最終的に対前年比で、数量では野付漁協が81%、別海漁協が66%と大きく下回りましたが、金額では野付漁協が94%、別海漁協が79%と魚価高に救われた形となっております。

近年としては、海水温も低めで秋サケの来遊量にも期待を寄せておりましたが、根室、オホーツク海域で水揚げ量が大きく落ち込んでおります。現在のところ原因の特定には

至ってはならず、今後の秋サケ資源の先行きに不安を残すそのような結果となりました。

11月末日現在の野付漁協と別海漁協の合計の水揚げとしては、数量で対前年比8%増の3万5,099トン、金額では3%増の88億560万円となりまして、春期ホタテ漁及びニシン漁の好調により、いずれも昨年よりわずかながら上回る状況となっております。

また、主要魚種の一つであります冬期のホタテ漁が12月11日から始まっており、歳末商戦を控えまして、今後の価格動向に大いに期待をしているところでございます。

次に、エゾシカの駆除状況と今後の予定でございます。

春駆除につきましては、5月8日から6月8日までの28日間で、当初は1,500頭の駆除の計画をしておりましたが、駆除期間を残し予定頭数に達したことから、駆除計画頭数を急遽増頭いたしまして、最終的に1,995頭を駆除しています。

また、秋駆除におきましては、9月21日から10月24日までの30日間で、1,181頭を駆除しているところでございます。

今後の予定につきましては、越冬地対策として野付半島地区では昨年度に引き続き、また、走古丹地区においてはことしから、囲いわなによる駆除を行うことといたしております。いずれも12月から3月末までの4カ月間を予定しています。

次に、観光振興についてでございますが、本年11月末現在の本町の観光客の入込み数につきましては、対前年比1.6%増の29万7,000人となりました。

9月7日に行いました別海マルシェ、9月20日・21日両日開催の別海町産業祭、10月12日開催の第54回西別川あきあじまつりには、それぞれ大勢の方が訪れていただきまして、ことしのイベントについては全体的に昨年を上回る来場者となりました。

各種イベントや食を通しての観光につきましては定着しつつありますが、今後においても交流人口増加に向けた対策を講じまして、さらに滞在型観光が推進されることを期待をいたしております。

商工業についてですが、光熱水費、人件費、資材費等の高騰により、景気は依然として低迷をしております。また、町内の商工業も非常に厳しい経営状況に置かれていると認識をいたしております。

今後とも、別海町中小企業振興基本条例の理念を尊重し、関係団体とともに協議・連携しながら、より実効性と効果のある商工業の振興策を講じることや、11月に策定いたしました別海町市街地活性化計画等を指針といたしまして、各種施策を展開していくことが必要である。そのように考えております。

最後になりますが、皆様方、既に御承知のとおりであります。衆議院が11月21日に解散し、第47回衆議院議員選挙が12月2日に公示をされ、14日が投開票日となり、選挙一色の状況にあります。

この選挙執行経費につきましては、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分をし、即刻、選挙事務を行っているところでございます。

このことにつきまして、どうぞ御理解をいただきますようお願いをいたします。

行政報告につきましては、以上でございます。

次に、本定例会に提出をいたしました議案等について、その概要を説明いたします。

提出をいたしました案件は議案が24件、承認が1件、報告が1件でございます。

議案第76号は一般会計、議案第77号から議案第79号までの3件については下水道事業特別会計、介護サービス事業特別会計、水道事業会計の平成26年度補正予算でござ

います。

一般会計では1,930万円、下水道事業特別会計で80万円、介護サービス事業特別会計で170万円をそれぞれ減額し、水道事業会計では153万3,000円を増額補正するものでございます。

議案第80号の別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第81号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第82号教育長の給与表及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この3件はいずれも平成26年度人事院勧告に伴いまして、議会議員、常勤の特別職及び教育長の期末手当を、それぞれ0.15月分増額する改正を行おうとするものでございます。

議案第83号は別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案につきましても平成26年人事院勧告に伴い、4月にさかのぼって職員の月例給を平均0.3%増額するとともに、通勤手当につきましても増額改定を行うものでございます。

また、12月支給の勤勉手当を0.15月分増額しようとするものでございます。

議案第84号別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、生活バス尾岱沼線の最終停留所を、現在の別海消防署尾岱沼分遣所建設地付近から東公民館に変更するため、条例の改正を行おうとするものでございます。

議案第85号別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、出産育児一時金そのもの増額をするとともに、町長が加算できる額を減額する一部改正でございます。

議案第86号別海町立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、別海保育園の定員を70名から85名に変更するとともに、引用している法律が改正されたことにより、条文を改正しようとするものでございます。

議案第87号別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、中春別へき地保育園の位置の改正を行おうとするものでございます。

議案第88号の別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、JA道東あさひ農協から哺育・育成センターを育成牧場敷地内に建設したい旨、申し出がありまして、管理運営に当たり支障がないと判断されることから、土地の一部を行政財産から普通財産へ変更するため、施設の面積を変更しようとする条例の改正でございます。

議案第89号の工事請負契約の締結につきましては、11月28日入札を行った工事のうち、予定価格が1件5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第90号から議案第99号までの10件につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

平成27年3月31日をもって指定管理が満了する別海町地域情報通信施設、別海町マルチメディア館、地域会館及び福祉館の28施設、別海町営畜牛育成牧場、別海町資源循環センター、別海町交流館、尾岱沼ふれあいキャンプ場、尾岱沼漁港コミュニティセンター、野付半島ネイチャーセンター、別海町水産物保管施設の10件について、4月から引き続き指定管理とするため、議会の議決を求めるものでございます。

承認第3号は、専決処分した事件の承認についてでございます。

本件は、12月2日に公示されました第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査に係る執行経費の予算補正する必要が生じたため、11月21日付けで専決処分をした一般会計補正予算第4号について、その承認を求めるものでございます。

報告第8号は、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ専決処分を行ったことから、その内容について報告をするものでございます。

以上、提出をいたしました議案等の概要説明とさせていただきます。

ぜひ慎重に御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（渡邊政吉君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第6　承認第3号から日程第30　議案第99号までの25件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第6　承認第3号から日程第30　議案第99号までの25件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第6　承認第3号

○議長（渡邊政吉君）　日程第6　承認第3号専決処分した事件の承認について、平成26年度一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君）　承認第3号の内容を御説明いたします。

議案43ページをお開きください。

専決処分した事件の承認についてです。

このたびの専決処分につきましては、12月14日に行われる第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査に係る費用について、11月21日付けで予算補正を行いましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し承認を求めるものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

平成26年度別海町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分する。

平成26年11月21日、別海町長水沼猛。

内容につきましては別冊にて御説明いたします。

承認第3号別冊別海町一般会計補正予算書1ページをお開きください。

平成26年度別海町一般会計補正予算（第4号）。

平成26年度別海町一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,080万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億7,550万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず歳入で、補正額の欄で申し上げます。

15款道支出金、3項で1,080万円の増。

歳入合計で1,080万円を追加し、歳入予算の総額を155億7,550万円とするものです。

次に歳出です。

2款総務費、4項で1,080万円の増。

歳出合計で1,080万円を追加し、歳出予算の総額を155億7,550万円とするものです。

次の歳入歳出予算補正事項別明細書は省略し、歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。

2、歳入です。目の欄で御説明いたします。

15款道支出金、3項1目総務費委託金1,080万円の増は、衆議院議員選挙に係る委託金です。

以上が歳入で、続いて歳出、7ページをお開きください。

3、歳出です。

2款総務費、4項5目衆議院議員選挙費1,080万円の増は、本目新設で、8ページにわたりまして、12月14日に行われる総選挙に係る経費を追加するものです。

以上が専決処分した補正第4号の内容で、承認第3号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 承認第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第76号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 議案第76号平成26年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 議案第76号の内容について御説明いたします。

別冊の平成26年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成26年度別海町一般会計補正予算（第5号）。

平成26年度別海町一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,930万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億5,620万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず歳入で、補正額の欄で申し上げます。

1款町税、1項で1億244万円の増。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で35万8,000円の増。

12款分担金及び負担金、1項で130万円の増。

14款国庫支出金、2項で755万円の減。

15款道支出金、2項で1,499万6,000円の減。

16款財産収入、1項で634万2,000円の増。

17款寄附金、1項で40万円の増。

18款繰入金、1項で9,455万2,000円の減。

20款諸収入、5項で304万2,000円の減。

21款町債、1項で1,000万円の減。

歳入合計で1,930万円を減額し、歳入予算の総額を155億5,620万円とするものです。

3ページ、歳出です。

1款議会費、1項で61万3,000円の増。

2款総務費、1項、2項、5項で1,158万5,000円の増。

3款民生費、1項と2項で5,622万4,000円の減。

4款衛生費、1項で93万2,000円の減。

6款農林水産業費、1項、3項と4項で1,848万3,000円の増。

8款土木費、1項から3項で2,048万7,000円の減。

9款消防費、1項で486万1,000円の増。

10款教育費、1項から6項で、570万7,000円の減。

次に、4ページです。

13款給与費、1項で2,850万8,000円の増。

歳出合計で1,930万円を減額し、歳出予算の総額を155億5,620万円とするものです。

次に5ページ、第2表、債務負担行為補正です。

今回は追加18件で、1段目から6ページ2段目までが公の施設に係る指定管理者に対する委託料で、17施設の債務負担行為です。

1件目、別海町マルチメディア館は、期間を平成27年度から平成29年度までの3年間、このほかの16施設が、期間を平成27年度から平成31年度までの5年間とし、それぞれの限度額により補正するものです。

6ページをお開きください。

最後の段、畜産経営改善緊急支援資金利子補給補助金は、借りかえ資金に対して町と道が一定の割合の利子補給を行うもので、期間は平成27年度から平成31年度までの25年間、限度額は222万9,000円です。

次に、第3表、地方債補正です。

今回は変更7件で、順次、補正前の限度額からの変更額と補正後の限度額を申し上げます。

本別海へき地保育園改築事業は1,640万円を減額し、120万円に。

根室中部3号線改良舗装事業は130万円を増額し、2,630万円に。

本別誘導線舗装補修事業は120万円を減額し、760万円に。

橋梁長寿命化補修事業は260万円を減額し、2,260万円に。

根室中部3号幹線主要幹線外1改良舗装事業は50万円減額し、3,580万円に。

水産物供給基盤整備事業は70万円減額し、3,120万円に。

漁港改修事業は1,010万円を増額し、5,070万円に。

いずれも事業費の確定見込みにより、補正後の限度額を変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法について変更はございません。

合計では、補正前限度額10億5,222万2,000円から1,000万円を減額し、補正後の限度額を10億4,222万2,000円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書で、1の総括については省略し、2の歳入から御説明いたします。

9ページをお開きください。

2、歳入です。目の欄で御説明いたします。

1款町税、1項1目個人分8,102万4,000円の増。

2目法人分2,141万6,000円の増は、いずれも決算見込みにより増額するものです。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金35万8,000円の増は、交付額の確定によるものです。

次に10ページ、12款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金130万円の増は、尾岱沼漁港整備に伴う分担金です。

14款国庫支出金、2項3目衛生費国庫補助金67万9,000円の減。

5目土木費国庫補助金687万1,000円の減は、いずれも事業費確定見込みによる減です。

11ページ、15款道支出金、2項2目民生費補助金60万円の増は、福祉灯油等暖房費助成事業に対する交付金です。

4目農林水産業費補助金1,559万6,000円の減は、各事業確定見込みによる減となります。

16 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入 2 1 6 万 7, 0 0 0 円の増は、貸付額確定分の増。

2 目利子及び配当金 4 1 7 万 5, 0 0 0 円の増は、森林組合への出資配当金の増が主なものです。

次に 2 1 ページ、1 7 款寄附金、1 項 2 目総務費寄附金 4 0 万円の増は、本目新設で、北方領土問題対策費寄附金です。

1 8 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金 9, 3 8 0 万円の減は、財政調整基金に繰り戻しするもので、補正後の繰入額は 2 億 7, 9 2 0 万円となります。

なお、今回の補正により、平成 2 5 年度の決算剰余金を含めた予算上の残高は 2 6 億 6, 0 5 6 万 9, 0 0 0 円となります。

5 目スポーツ振興基金繰入金 4 5 万円の減。

9 目標津線代替輸送確保基金繰入金 3 万 6, 0 0 0 円の減。

1 0 目産業振興基金繰入金 2 6 万 6, 0 0 0 円の減は、いずれも、充当事業費の確定見込みによる減です。

1 3 ページ、2 0 款諸収入、5 項 1 目雑入 3 0 4 万 2, 0 0 0 円の減は、社会保険収入が主な減です。

2 1 款町債、1 項 2 目民生債 1, 6 4 0 万円の減は、事業費確定見込みによる減。

3 目農林水産業債 9 4 0 万円の増は、漁港整備事業債の増が主なものです。

4 目土木債 3 0 0 万円の減は、事業費確定見込みによる減です。

以上で、歳入を終わります。

続いて歳出で、1 5 ページをお開きください。

3、歳出です。

1 款議会費、1 項 1 目議会費 6 1 万 3, 0 0 0 円の増は、期末手当改正に伴う増です。

次に 1 6 ページ、2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 1, 4 6 3 万 1, 0 0 0 円の増は、根室地域におけるテレビ北海道開局に係る中継局整備負担金増が主なものです。

2 目職員管理費 1 7 0 万円の減は、嘱託臨時職員に係る経費の減が主なものです。

1 7 ページ、5 目財産管理費 7 0 万円の増は、職員住宅修繕料の増です。

6 目企画費 2 3 9 万 9, 0 0 0 円の増は、次ページの下段までで、各事業費確定見込み精査と振興奨励防犯灯整備事業の増が主なものです。

次に 1 8 ページ下段、1 2 目北方領土問題対策費 6 万 6, 0 0 0 円の増。

1 9 ページ、1 4 目電子計算管理費 7 1 万 4, 0 0 0 円の増は、給与システム等データ移行の手数料等が主なものです。

1 6 目諸費 4 8 0 万円の減は、奨学資金貸付人数確定による減。

2 項 2 目賦課徴収費 4 9 万 7, 0 0 0 円の減は、事業費確定見込みによる減が主なものです。

5 項 2 目指定統計費 7 万 2, 0 0 0 円の増は、指定統計事務に係る賃金の増。

2 0 ページを飛ばしていただきまして、次に 2 1 ページ、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 5 6 8 万円の増は、燃料、電気料金の値上げに伴い、低所得者に対する福祉灯油等暖房費助成事業の増です。

2 目老人福祉費 3, 2 6 4 万 2, 0 0 0 円の減は、社会福祉法人に対する補助金の減が主なものです。

次に 2 2 ページ、7 目後期高齢者医療費 1, 1 4 4 万 8, 0 0 0 円の増は、後期高齢者医

療広域連合療養給付費負担金の増です。

2 項 1 目児童福祉総務費 1, 4 7 4 万 8, 0 0 0 円の減は、本別海へき地保育園改築に係る契約の変更及び事業費確定による減です。

4 目保育園費 7 5 5 万円の減。

2 3 ページ、5 目へき地保育園費 1, 9 3 3 万 6, 0 0 0 円の減は、いずれも産休や異動による賃金の精査が主なものです。

6 目児童館費 9 2 万 4, 0 0 0 円の増。

次に 2 4 ページ、4 款衛生費、1 項 3 目環境衛生費 1 0 6 万 3, 0 0 0 円の減は、町立公園遊具等補修事業費確定見込みによる減が主なものです。

2 5 ページ、7 目保健センター費 1 3 万 1, 0 0 0 円の増。

次に 2 6 ページ、6 款農林水産業費、1 項 1 目農業委員会費 1 万 2, 0 0 0 円の増。

2 目農業総務費 1, 2 1 8 万 2, 0 0 0 円の減は、家畜ふん尿貯留施設整備事業など、事業費確定見込みによる減が主なものです。

3 目農業振興費 2, 4 7 4 万 4, 0 0 0 円の増は、農地・水保全管理支払交付金負担金で多面的機能支払交付金新地区採択による増と、町単独で行う新規就農者対策事業補助金増のほかは、事業費確定見込みによる減が主なものです。

3 項 1 目林業総務費 2 1 4 万円の増は、嘱託職員の経費の増です。

4 項 2 8 ページ、2 目水産業振興費 3 6 3 万 9, 0 0 0 円の増は、水産物産地市場衛生管理高度化施設整備事業の尾岱沼漁港整備に係る負担金の増のほか、各事業費の確定見込みによるものです。

2 9 ページ、3 目漁港管理費 1 3 万円の増。

続いて 3 0 ページ、8 款土木費、1 項 1 目土木総務費 7 万 6, 0 0 0 円の減。

2 項 3 目道路新設改良費 1, 4 9 8 万 1, 0 0 0 円の減。

3 1 ページ、4 目防衛施設周辺道路整備事業費 4 6 3 万円の減は、いずれも各事業確定見込みによる減です。

次に 3 2 ページ、3 項 1 目下水道費 8 0 万円の減は、下水道事業特別会計繰出金の減です。

3 3 ページ、9 款消防費、1 項 1 目消防費 4 8 6 万 1, 0 0 0 円の増は、根室北部消防事務組合負担金の増です。

続いて 3 4 ページ、1 0 款教育費、1 項 2 目事務局費 3 万円の増。

3 目教育指導費 4 0 万円の増。

2 項 1 目学校管理費 3 3 万 1, 0 0 0 円の増は、いずれも嘱託職員など賃金の精査による増です。

3 5 ページ、4 目学校建設費 1 2 4 万 1, 0 0 0 円の減。

3 項 1 目学校管理費 6, 0 0 0 円の減。

4 目学校建設費 1 3 8 万円の減は、いずれも各事業確定見込みによる減です。

次に 3 6 ページ、4 項 1 目幼稚園管理費 7 7 万 9, 0 0 0 円の増。

5 項 3 目生涯教育学習費 1 9 万円の増は、いずれも賃金精査による増です。

5 目中央公民館費 7 万 4, 0 0 0 円の減。

3 7 ページ、6 目東公民館費 8 万 3, 0 0 0 円の減。

6 項 1 目保健体育総務費 3 1 0 万 5, 0 0 0 円の減。

続いて 3 8 ページ、2 目学校給食費 6 2 万 7, 0 0 0 円の減。

4 目総合スポーツセンター費 9 2 万 1, 0 0 0 円の減は、いずれも各事業費確定見込みや経費精査による減となります。

次に 4 0 ページ、1 3 款給与費、1 項 1 目給与費 2, 8 5 0 万 8, 0 0 0 円の増は、人事院勧告に伴う給与改定による増と、会計間移動など給与精査による増となります。

以上で、歳出の内容説明を終わります。

次に、給与費明細書を御説明いたします。

4 3 ページをお開きください。

補正予算給与費明細書で、1 の特別職ですが、表の下の比較の欄で御説明いたします。

比較の合計で、職員数、その他特別職で 9 1 人の減。

給与費のうち、報酬、その他特別職で 1 0 5 万 8, 0 0 0 円の減。

期末手当、長等で 2 3 万 7, 0 0 0 円の増、議員で 6 1 万 3, 0 0 0 円の増、合わせて 8 5 万円の増。

給与費の計で 2 0 万 8, 0 0 0 円の減。

共済費は、長等で 1 1 万 9, 0 0 0 円の増。

合計では 8 万 9, 0 0 0 円の減となるものです。

次に 4 4 ページ、2 の (1) は、一般職の総括です。上の表比較の欄で御説明いたします。

比較の給与費、給料 6 1 万 3, 0 0 0 円の減。

職員手当で 2, 5 3 4 万 2, 0 0 0 円の増。

給与費計で 2, 4 7 2 万 9, 0 0 0 円の増。

共済費で 3 7 2 万 3, 0 0 0 円の増。

合計では 2, 8 4 5 万 2, 0 0 0 円の増となるものです。

下の表は、職員手当の内訳となり、各手当の増減内容となります。

次に 4 5 ページ、(2) 給料及び職員手当の増減額の明細で、今回補正する給料と職員手当の内容説明となります。

(3) は 4 7 ページまでで、給料及び職員手当の状況となりますが、内容の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第 7 6 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） はい、それではここで 1 0 分間休憩いたします。

午前 1 0 時 5 9 分 休憩

午前 1 1 時 1 0 分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第 7 6 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、1 6 番佐藤議員。

○1 6 番（佐藤初雄君） 2 1 ページになるのですが、社会福祉の中の福祉灯油なのですが、広報にも載っておりましてけれども、これの対象戸数と金額をちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、それでは福祉課長。

○福祉課長（山田一志君） ただいまの佐藤議員の御質問にお答えします。

今回対象と考えています内訳についてですけれども、まず一つ目、生活保護受給世帯で

すね。これが97世帯。

それから二つ目に65歳以上の独居高齢者世帯。これが320世帯。

それから三つ目に65歳以上の高齢者のみの世帯。これが240世帯。

それから四つ目、ひとり親の世帯ですが、これが123世帯です。

次に五つ目、障害者世帯。これが77世帯。

以上ですね。合計で857世帯。

予算額は、これまでの実績などからですね、今の数字の70%、これを本補正予算での事業費として見込んでいるところであります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

はい、4番今西議員。

○4番（今西和雄君） 5ページの債務負担行為補正の中で、管理期間が各地域会館も含めて、5年に延長されたというふうに受け取っていいのでしょうか。

それで1番のマルチメディア館については、3年間の指定期間ということですけど、その辺のところ、マルチメディア館の指定管理の3年間については、今までどおり3年間となったことを説明していただきたい。

○議長（渡邊政吉君） 総合政策課長。

○総合政策課長（浦山吉人君） ただいまの今西議員の質問にお答えいたします。

マルチメディア館の指定期間を3年とした理由でございますけれども、本日の後の議案の中でも説明させていただきますけれども、マルチメディア館は情報技術のいろいろな分野を取り扱うということで、情報技術の発展普及というのが、地域情報化を取り巻く環境が大きく変わっているということの中で、5年という長期よりも、その変化に合わせるという形の中で、3年が妥当と判断をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 今西議員よろしいでしょうか。

今西議員。

○4番（今西和雄君） 内容についてはわかったのですが、会館とか、そういう運営と違いまして、ある程度事業展開をするという中で、やはり安定した、腰を据えた事業展開をしようと思ったら、やはりある程度の期間のほうが、そういう意味では取り組める姿勢がしっかりと見えてくるのかなという思いもありますので、その辺のところについては、3年ごとの更新ということの中で、その辺のところはしっかりやっていけるのでしょうか。

その辺のところをもう一度。

○議長（渡邊政吉君） 総合政策課長。

○総合政策課長（浦山吉人君） 今西議員の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

3年間ということの中で、安定した管理ができるのかという趣旨の御質問だったと思いますが、先ほども申し上げましたように、情報通信技術というのは、現在の生活には欠かすことのできない社会基盤であるということ。また、その流れが我々の想像以上にですね、流れが速いということの中で、もちろん、頻繁に指定管理者が変わるということは好ましくないということは、担当においても判断をしているところでございますけれども

も、より社会基盤の変化に対応するためには、やはり5年間という長期間というのは、情勢の変化に対応するには長過ぎるという判断のもと、3年間という形と判断をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 今西議員よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

はい、5番西原議員。

○5番（西原 浩君） 16ページのデジタルテレビ中継局整備事業なのですが、別海町の負担が1,300万ということなのですが、全体の事業費の内容について、もう少し詳細な説明をお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 告君） ただいまの御質問にお答えします。

本年5月30日、テレビ北海道から本町を含む管内1市4町に対し、放送エリア拡大に向けた事業説明会が開催されました。

その中で、地元自治体への協力要請がテレビ北海道からあったところでございます。

テレビ北海道は、道内では最も後発の民放であり、放送エリア拡大につきましてはさまざまな課題を抱える中、現在、宗谷管内の地元自治体の協力も得ながら、放送エリア拡大に努めており、そのカバー率は、本年12月までには97%を超え、残るは根室地域のみとなります。

根室地域での開局には中標津局、根室局、羅臼局の整備が必須のため、管内1市4町及び今後カバーエリアとなる浜中町と、平成27年度中の解決に向けて協議を行った結果、株式会社テレビ北海道が事業主体となる中標津局、根室局、羅臼局の整備に当たっては、当該整備費の2分の1を各放送エリアに属する関係市町の負担とすることとしました。

その負担割合は、当該放送エリア内における平成26年9月末時点の住民基本台帳に基づく、各局受信エリアとの重複世帯を除く実受信世帯数をもって案分することとしました。

本町では、多局受信エリアとの重複世帯はありませんので、全世帯が中標津局の受信世帯となります。

中標津局の整備費用は概算で8,672万円と計画されており、この半分をテレビ北海道が国からの補助を受けることにより、残りの4,336万円を放送エリアに属する関係市町で世帯割りにより負担するものです。

平成26年9月末の住民基本台帳による世帯数を基本とした本町の負担額は、1,389万1,000円となります。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） はい、西原議員よろしいですか。

はい、ほかに御質問ございますか。

はい、10番山田議員。

○10番（山田 信君） 関連してなのですが、これによってですね、今まで難視聴地域がこれまでのデジタル放送でもあったのですが、そういう地域は出てこないのか、その確認をお願いします。

○議長（渡邊政吉君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 告君） 現在、難視聴地域というところでは別海町は該当していない

のですが、役場庁舎裏の常盤町の一部、それから新栄町の一部については、地形の関係で電波は届くのですが、見られない世帯があるということで、役場屋上に別の送信アンテナを立てて、受信できない世帯に電波を送っているというのが現状でございます。

今回のテレビ北海道の整備に当たっても、現状のままですとテレビ北海道のテレビは見られませんので、それに合わせた措置もしなければならぬと考えております。

その分については、平成27年度予算で計上する予定となっております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 山田議員よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第8 議案第77号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第8 議案第77号平成26年度別海町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） 議案第77号の内容説明をいたします。

別冊の平成26年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成26年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度別海町下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,030万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入です。

4款繰入金、1項で80万円の減。

歳入合計で80万円を減額し、歳入予算の総額を6億7,030万円とするものです。

次に、歳出です。

2款下水道施設費、1項で2万3,000円の減。

3款集落排水施設費、2項で91万円の減。

5款給与費、1項で13万3,000円の増。

歳出合計で80万円を減額し、歳出予算の総額を6億7,030万円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書の説明をさせていただきます。

1の総括は省略させていただき、歳入から御説明いたします。

7ページをお開きください。

2、歳入です。目の欄で説明させていただきます。

4款繰入金、1項1目繰入金80万円の減は、歳出予算の減額に伴う一般会計からの繰

入金の減額です。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページをお開きください。

3、歳出です。

2款下水道施設費、1項1目処理場費2万3,000円の減は、下水道汚泥運搬委託料に執行残が見込まれるための減額、及びポンプ場の機器修繕の予算に不足が見込まれるための増額の差額によるものです。

3款集落排水施設費、2項1目処理場費91万円の減は、汚泥の運搬委託料に執行残が見込まれるための減額です。

10ページまで続きます。

5款給与費、1項1目給与費13万3,000円の増は、職員給与の改正に伴い予算に不足が予測されるための増額です。

次に、11ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、一般職、(1)総括。上の表の下段の比較欄で御説明いたします。

職員数につきましては、増減はございません。

給料、9万1,000円の増。

職員手当、2万9,000円の増。

共済費、1万3,000円の増。

合計で13万3,000円を増額し、補正後の合計額を1,893万3,000円とするものです。

以下の説明につきましては省略させていただき、以上で、議案第77号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第77号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第9 議案第78号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第9 議案第78号平成26年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 議案第78号平成26年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の内容について御説明をいたします。

別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

平成26年度別海町介護サービス事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ170万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,380万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正で、まず歳入です。補正額の欄で申し上げます。

4 款繰入金、1 項で 1 8 5 万円の減。

5 款繰越金、1 項で 1 5 万円の増。

歳入合計で 1 7 0 万円を減額し、補正後の予算額を 4 億 9, 3 8 0 万円とするものです。

次に、歳出です。

1 款介護サービス事業費、1 項で 5 3 0 万円の減。

3 款給与費、1 項で 3 6 0 万円の増。

歳出合計で 1 7 0 万円を減額し、補正後の予算額を 4 億 9, 3 8 0 万円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書で、1 の総括は説明を省略させていただき、2 の歳入から御説明をいたします。

5 ページをお開きください。

歳入歳出とも、目の欄補正額で申し上げます。

2 の歳入です。

4 款繰入金、1 項 1 目繰入金 1 8 5 万円の減。歳出の減額に伴う一般会計繰入金の減です。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 5 万円の増。額の確定によるものです。

7 ページをお開き願います。

3、歳出です。

1 款介護サービス事業費、1 項 1 目老人保健施設費 5 3 0 万円の減。8 ページにわたって老人保健施設整備事業、同じく施設改修事業の額の確定及び給食業務委託料の減額などによるものです。

次に、9 ページです。

3 款給与費、1 項 1 目給与費 3 6 0 万円の増。人事院勧告によります職員経費をそれぞれ増額とするものです。

次に、1 1 ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1 の一般職、(1) 総括です。比較の欄で申し上げます。

職員数に変更はありません。

給与費の職員手当で、3 0 0 万円の増。この内訳はページ下の表のとおりで、内容の説明は省略させていただきます。

右側に移りまして、共済費で 6 0 万円の増。

合計で 3 6 0 万円の増となります。

続いて 1 2 ページの (2) 給料及び職員手当の増減額の明細、並びに 1 3 ページから 1 5 ページにわたって、(3) 給料及び職員手当の状況については説明を省略させていただきます。

以上、議案第 7 8 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 7 8 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

はい、9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 8ページの給食業務委託料100万円なのですが、このことについて、もう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

食事の回数が減ったのかどうかということについて。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

御質問のとおり、当初予定で見込んでおりました給食数の減ということで、内容は入所者数の総体の増減ですとかそういったもので、今後の支出見込み額から減額とするものでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員よろしいですか。

はい、ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第10 議案第79号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第10 議案第79号平成26年度別海町水道事業会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） 議案第79号の内容説明をいたします。

別冊の平成26年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成26年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

平成26年度別海町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出です。

1款水道事業費用は、1項営業費用で181万7,000円を増額し、7億9,332万6,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億8,261万3,000円は、減債積立金1億3,725万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,508万8,000円、過年度分損益勘定留保資金3億2,027万2,000円で補てんするものとする。

支出です。

1款資本的支出は、1項建設改良費で28万4,000円を減額し、4億9,551万3,000円とするものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

1号、職員給与費を153万3,000円増額して、6,567万9,000円に改める

ものです。

2 ページの平成 26 年度別海町水道事業会計補正予算実施計画につきましては、内容説明を省略させていただき、10 ページをお開きください。

平成 26 年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書です。

目の欄で説明させていただきます。

収益的収入及び支出の支出です。

1 款水道事業費用、1 項 1 目原水及び浄水費 23 万 9,000 円の増。

2 目配水及び給水費 12 万 4,000 円の増。

4 目総係費 145 万 4,000 円の増は、いずれも人事院勧告によります職員給与の改正に伴い、予算に不足が予測されるための増です。

11 ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出です。

1 款資本的支出、1 項 1 目事務費 28 万 4,000 円の減は、給与改正によるもののほか、異動等に伴う諸手当の減額によるものです。

恐れ入りますが、3 ページまでお戻りいただきます。

平成 26 年度別海町水道事業会計補正予算予定キャッシュ・フロー計算書です。

項目ごとの説明は省略させていただきまして、下から 3 行目をごらんください。

資金減少額の見込みです。7,685 万 5,000 円の減額となり、資金期末残高で 28 億 9,073 万 1,000 円となる予定です。

この資金減少の要因は、今回の補正のほか、国営別海北部地区の共同事業が開始したことが主な理由となります。

次に、4 ページをごらんください。

補正予算給与費明細書です。

1、総括。下段の合計欄で説明させていただきます。

職員数につきましては、増減はございません。

給料 10 万 8,000 円の増。

手当 52 万 3,000 円の増。

法定福利費 90 万 2,000 円の増。

合計で 153 万 3,000 円を増額し、補正後の合計額を 6,259 万 1,000 円とするものです。

以下 6 ページまでの説明は省略させていただき、7 ページをお開きください。

平成 26 年度別海町水道事業予定損益計算書です。

下から 3 行目をごらんください。

当年度純利益の見込みです。1 億 9,085 万 5,000 円となる予定です。

8 ページの平成 26 年度別海町水道事業予定貸借対照表につきましては説明を省略させていただきまして、以上で、議案第 79 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 79 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） はい、質疑を終わります。

◎日程第 1 1 議案第 8 0 号から日程第 1 4 議案第 8 3 号

○議長（渡邊政吉君） 日程第 1 1 議案第 8 0 号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 1 2 議案第 8 1 号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 1 3 議案第 8 2 号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 1 4 議案第 8 3 号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 4 件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について、順次、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤 告君） 議案第 8 0 号から議案第 8 3 号までの 4 件は関連がありますので、一括して内容説明をいたします。

最初に、給与改正に関する経過ですが、人事院は本年 8 月 7 日、国家公務員の給与改定について、月例給で 0.27%、手当で 0.15 カ月、それぞれ引き上げる勧告をしました。

また、給与制度の見直しでは、民間賃金の低い地域における官民給与の実情を適切に反映するための見直し、官民の給与差を踏まえた 50 歳代後半の給与水準の見直し、諸手当の見直し等の 3 点もあわせて勧告しています。

この人事院勧告を受け、政府は 10 月 7 日、給与関係閣僚会議等閣議で国家公務員の月例給と手当を 7 年ぶりに引き上げることを盛り込んだ、給与法改正案を国会に提出し、11 月 12 日、参議院本会議で成立しております。

初めに、今回の人事院勧告について若干申し上げます。

勧告では、企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の 1 万 2,400 事業所の約 45 万人の事務、技術の民間従業員を対象に個人別給与を調査し、本年 4 月分の給与について民間と国家公務員に比較した結果、平均民間給与は 40 万 9,562 円、国家公務員は 40 万 8,472 円で、国家公務員給与が 1,090 円、率で 0.27% 下回っており、この格差を解消するため、月例給の引き上げ改正を行おうとするものです。

月例給では、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら、広い範囲の号俸について引き上げることとし、改定率で平均 0.3% の引き上げを行い、一般職の初任給を 2,000 円引き上げ、若年層も同程度の改定を行おうとするものです。

また、3 級以上の級の高い号俸、再任用職員の俸給月額については、改正を行わないものとし、本年 4 月にさかのぼって実施するものです。

その他の俸給表についても行政俸給表（1）の均衡を基本に改正を行おうとするものです。

次に、ボーナスは昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間で、民間の支給割合は 4.12 カ月であり、国家公務員の 3.95 カ月を 0.17 月上回っていることから、0.15 月分引き上げ 4.10 とし、本年度は 12 月期の勤勉手当を引き上げ、平成 27 年度からは 6 月期及び 12 月期の勤勉手当を均等に配分することとしております。

その他に通勤手当を本年 4 月から、寒冷地手当支給地域の改定を平成 27 年 4 月から実施することとしています。

次に、給与制度の総合的見直しですが、俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しを行うこととしています。

一つ目は、地域間の給与配分の見直しで俸給表の水準を平均2%下げ、民間賃金の高い地域に支給する地域手当は、支給割合、支給地域等の見直しを行うこととしています。

二つ目は、世代間の給与配分の見直しを行うこととし、俸給表の水準を平均2%引き下げの中で、50歳代後半層の職員が多く存在する高位号俸の俸給月額について最大4%引き下げを行うが、勤務成績に応じた昇給機会を確保するため、一定の号俸の増設を行うものです。

三つ目は、職務や勤務実績に応じた給与配分で各種の手当の見直しを行うほか、管理職等の管理職員特別勤務手当の適用の拡大を実施することとしています。

俸給表の切りかえの時期、各種手当の見直しや実施時期は平成27年4月1日から実施することとしており、新たな俸給表の俸給月額が、平成27年3月31日に受け入れていた俸給月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年間に限り、経過措置としてその差額を俸給と支給する。

以上が、本年の人事院勧告の主な内容です。

今回の条例改正については、平成27年4月1日からの実施を勧告されている給与制度の総合的見直し以外の部分について職員組合の意見も聞きながら、従来どおり人事院勧告の内容に沿った所定の改正を行おうとするものです。

また、別海町議会議員の12月に支給する期末手当と、町長、副町長及び教育長の12月に支給する期末手当を人事院勧告にあわせ、支給率を100分の15引き上げる改正を行うものでございます。

それでは、議案の説明をいたします。

議案のページをお開きください。

まず、議案第80号別海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料の1ページをお開きください。

別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第6条、期末手当、第2項第2号中の100分の260を、100分の275に改正するものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するものです。

また、附則2項といたしまして、この条例による改正後の別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例の規定による改正前の別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなすとするものです。

次に、議案書の6ページをお開きください。

議案第81号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料の2ページをお開きください。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

同じく表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第4条、手当の額等第4項第2号中100分の195を、100分の210に改正するものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するものです。

また、附則2項としまして、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなすとするものです。

次に、議案書の7ページをお開きください。

議案第82号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料の3ページをお開きください。

教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第3条、その他の給与第4項第2号中100分の195を、100分の210に改正するものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するものです。

また、附則2項としまして、この条例による改正後の教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例の規定による改正前の教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなすとするものです。

次に、議案書の8ページをお開きください。

議案第83号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

変更する項目は4点ございます。

1点目は、勤勉手当の支給月数の引き上げです。

2点目は、通勤手当の改正です。

3点目は、給料表の改正です。

4点目は、平成27年度以降の勤勉手当の支給割合を6月期及び12月期とも均等に配分する改正です。

それでは議案の内容説明をいたしますが、議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料の5ページをお開きください。

別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

5 ページ上段は勤勉手当。

5 ページ中段から 6 ページにかけて通勤手当。

6 ページ中段から 11 ページ上段にかけて給料表（一）、一般行政職。

11 ページ中段から 16 ページ下段にかけては給料表（二）、公務補などの技能労務職。

16 ページ下段から 23 ページ上段にかけては給料表（三）、保健師、助産師、看護師等。

23 ページ上段から 27 ページ下段にかけては給料表（四）、医療技術職の給料表の新旧対照表となっております。

それでは、議案資料の 4 ページにお戻りください。

改正案の内容です。

初めに、勤勉手当は 0.15 月分、再任用職員は 0.05 月分引き上げるものとし、12 月の支給割合を現在の 100 分の 67.5 から 100 分の 82.5 に変更し、再任用の 12 月期の支給割合を現在の 100 分の 32.5 から 100 分の 37.5 に変更し、平成 26 年 12 月 1 日にさかのぼって適用するものです。

なお、議案資料 4 ページ下段に勤勉手当の改正項目がありますが、改正条例第 2 条関係で、平成 26 年 12 月 1 日にさかのぼって 0.15 月、再任用職員は 0.05 月分引き上げたものを、平成 27 年 4 月 1 日からは、6 月期、12 月期の勤勉手当が均等になるように配分するものです。

次に、通勤手当は通勤距離が片道 5 キロ以上の通勤手当額を改正するものです。

改正の内容は、片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満は、現行の 4,100 円から 4,200 円に。片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満は、現行の 6,500 円から 7,100 円に。片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満は、現行の 8,900 円から 1 万円に。片道 20 キロ以上 25 キロメートル未満は、現行の 1 万 2,000 円から 1 万 2,900 円に。片道 25 キロメートル以上は、現行の 1 万 5,000 円から 1 万 5,800 円にそれぞれ改正し、本年 4 月 1 日にさかのぼって適用するものです。

議案資料の 6 ページをお開きください。

次に、給料表の改正ですが、それぞれの給料表の給与月額についての説明は省略します。

給料表（一）一般行政職について平均 0.3 % 引き上げるものとしますが、世代間の給与配分の見直しの観点に立って、高等学校卒、4 年制大学卒の初任給をそれぞれ 2,000 円に引き上げることとし、若年層についても同程度の改正を行うものとします。

3 級以上の級の高位号俸については、改正を行わないものとします。

その他の給料表についても、給料表（一）との均衡を基本として改正するものとし、本年 4 月 1 日にさかのぼって改正するものです。

次に、附則ですが、議案資料の 27 ページをお開きください。

附則といたしまして、第 1 項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項、第 1 条の規定（別海町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 17 条第 2 項第 1 号及び第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（同項において「改正後の条例」という。）の規定は平成 26 年 4 月 1 日から、同条の規定（給与

条例第 17 条第 2 項第 1 項及び第 2 項の改正規定に限る。) による改正後の給与条例の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

第 3 項、改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

第 4 項、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとございます。

以上で、議案第 80 号から議案第 83 号までの内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） ここで午後 1 時まで休憩をいたします。

午後 0 時 03 分 休憩

午後 0 時 56 分 再開

○議長（渡邊政吉君） 若干時間前でございますが、皆さんおそろいでございますので、始めたいと思います。

午前中に引き続き、会議を再開いたします。

議案第 80 号、議案第 81 号、議案第 82 号、議案第 83 号の 4 件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第 15 議案第 84 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 15 議案第 84 号別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

はい、防災交通課長。

○防災交通課長（金田秀幸君） 議案第 84 号別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容を御説明申し上げます。

本条例につきましては、住民の交通手段を確保し公共の福祉に資するため、道路運送法の規定により行う乗合自動車の運行に関し、必要な事項を定めております。

本改正は、生活バス尾岱沼線の終点停留所の移設にかかわるものでございます。

既存の終点停留所は、現在建設中の別海消防署尾岱沼分遣所敷地にあります。

完成後にはヘリポートが完備されることから、利用者の方々の安全な場所での乗降などを考慮いたしまして、終点停留所を東公民館に移設し、平成 27 年 4 月 1 日より運行をするものであります。

これにより運行区間が延長となり、運賃表の一部を改正するものであります。

改正部分につきましては別冊の議案資料で説明させていただきます。

29 ページをお開き願います。

別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表であります。

左側が改正後、右側が改正前となっております。

第 3 条の路線及び運行区間につきましては、表中の終点を尾岱沼から東公民館に変更す

るものであります。

次に、３０ページになります。

延長する路線につきましては、現在地の終点尾岱沼から東公民館までの６００メートルとなります。

次に、３１ページをお開き願います。

改正後の尾岱沼線バス運賃表となっております。

表中の下段左側の終点停留所名を尾岱沼から東公民館に改め、町立別海病院までの一部区間の料金と各区間の距離数が変更となります。

料金につきましては、６００メートルを延長することにより、東公民館から浜春別間が現行の運賃の１２０円から１８０円に。茨散入口間が３１０円から３７０円と、２区間で６０円の増額となります。

各区間の距離数につきましても、下段のと通りの距離数に改正をするものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成２７年４月１日から施行するものであります。

以上で議案第８４号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第８４号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第１６ 議案第８５号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第１６ 議案第８５号別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 議案第８５号別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

本案につきましては、健康保険法施行令の改正が平成２７年１月１日に施行されることに伴い、改正を行うものでございます。

なお、今回の改正については、産科医療補償制度掛金の引き下げに伴い、同制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算する額を引き下げるとともに、出産育児一時金の基本額を引き上げることによって、現在の出産育児一時金の総額４２万円については、維持するものでございます。

改正内容につきましては、議案資料により説明させていただきますので、議案資料の３２ページをお開き願います。

別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右側が改正前、左側が改正後で下線の部分が今回改正を行うところでございます。

第７条、出産育児一時金でございます。

第１項中３９万円を改正後４０万４,０００円に改め、同項ただし書きの３万円を１万６,０００円に改めるものであります。

附則といたしまして、１項、施行期日でございますが、この条例は、平成２７年１月１日から施行するというものでございます。

2 項、経過措置といたしまして、施行日前に出産した被保険者に係る別海町国民健康保険条例第 7 条の規定による資産育児一時金については、なお従前の例によるものです。

以上で、議案第 8 5 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 8 5 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） はい、質疑を終わります。

◎日程第 1 7 議案第 8 6 号

○議長（渡邊政吉君） 続きまして、日程第 1 7 議案第 8 6 号別海町立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（山田一志君） 議案第 8 6 号別海町立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案書 2 6 ページをお開き願います。

本条例改正の概要ですが、改正部分が 2 点ございます。

まず 1 点目として、定員を改めようとするもので、これまで町立別海保育園では国の緊急避難の措置としまして、年間の平均定員が当該保育施設定員の 1 2 0 % 以内であれば、保育を認めるとされていたことから、保護者の事情等を勘案し、可能な限りその範囲内で定員を超える園児を預かる対応をとってまいりました。

近年、保護者がともに就労する家庭がふえて、別海保育園では恒常的に定員を超過する状況にあり、昨年には保護者から要望の高いゼロから 1 歳児の保育スペース確保のため、保育園の一室を改修したところであります。

別海保育園は、来年 4 月から実施されます子ども・子育て支援新制度により、給付を受ける施設への移行を予定していることから、北海道から常態化している定員超過の解消を求められておりまして、今後の児童数の推計に基づき児童定員を見直し、現在の 7 0 名から 8 5 名に改めるものです。

2 点目といたしまして、母子及び寡婦福祉法が改正され、法律の名称が母子及び父子並びに寡婦福祉法となり、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例の備考中の規定文に引用している文言の整理をするものです。

改正内容は、議案資料により御説明いたします。

議案資料の 3 3 ページの新旧対照表をお開き願います。

右側が現行条例、そして、左側が改正後の条例であります。

下線部分が改正箇所、第 2 条ですが、表中別海保育園の定員の中で、改正前 7 0 名を 8 5 名に改めるものです。

次に、議案資料 3 4 ページをごらんください。

別表第 3 の備考に、第 1 号、母子世帯等の定義について、改正後、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 1 7 条に規定する配偶者のない女子で現に児童扶養しているもの又は同法第 3 1 条の 7 に規定する男子で現に扶養しているものの世帯

に改めるものです。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、第2条の改正規定は平成27年4月1日から施行するものとございます。

以上、議案第86号の内容説明といたします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第86号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第18 議案第87号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第18 議案第87号別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（山田一志君） 議案第87号別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

本件につきましては、中春別へき地保育園園舎の位置の地番に枝番が付されていたことが判明したため、正式な地番に改めるものとございます。

議案書は27ページになりますが、改正内容は議案資料により御説明いたします。

議案資料の36ページの新旧対照表をお開き願います。

改正前の第2条中、中春別へき地保育園の位置、中春別東町103番地を中春別東町103番地1に改めるものです。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものとございます。

以上、議案第87号の内容説明といたします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第87号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第19 議案第88号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第19 議案第88号別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部次長。

○産業振興部次長（山崎 茂君） 議案第88号別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容について御説明いたします。

議案書28ページをお開きください。

別海町営畜牛育成牧場は昭和47年に建設し、酪農畜産経営の振興による農家経営の安定と労働力負担の軽減を目的に、町による運営を行ってまいりました。

平成24年度から指定管理制度の導入により、有限会社別海町酪農研修牧場にて運営が

行われており、これまでも中山間事業での草地整備改良が年次計画で進められ、預託利用者の声にこたえるべく草地管理を行ってきております。

しかし、預託利用者の離農など 5 年前より、300 頭以上の受け入れ頭数の減少から、草地基盤に余裕が出ている状況でもあります。

また、道東あさひ農協で計画する哺育育成預託センター構想では、町営畜牛育成牧場敷地内への施設併設により、連動した哺育育成預託サイクルの確立で受益者負担軽減等のメリットもあるとして、本年 10 月 1 日に道東あさひ農協原井組合長ほか役員による、建設検討に係る町有地借用に関して、町に要請が行われております。

町といたしましては、預託農家の労働力軽減や足腰の強い後継牛づくりも検討されており、同農協の構想を実現することは町営畜牛育成牧場の入牧頭数確保にもなると考えております。

このことから、道東あさひ農協で計画する哺育育成預託センター建設用地として、本条例にある面積が縮小したとしても、町営畜牛育成牧場の運営には影響はないものと判断し、今般、条例の一部改正を行いたく、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案資料 37 ページにございます。

新旧対照表に基づき御説明いたします。

表の右側、改正前、左側は改正後でございます。

また、面積の欄下線部について、今回改正後の 1080 ヘクタールと提案説明させていただく内容でございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第 88 号の説明といたします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 88 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第 20 議案第 89 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 20 議案第 89 号工事請負契約の締結について、根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 議案第 89 号の内容説明をいたします。

議案の 29 ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が 5,000 万円を超えるため地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

最初に議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、1 億 1,016 万円。（内消費税及び地方消費税額 816 万円。）
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町 5 番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長高玉政行。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は10月16日から11月6日までの休日を除く15日間。

応募者数は4社で、資格審査の結果、すべての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は11月28日、高玉建設工業株式会社、山下建設株式会社、寺井建設株式会社、株式会社別海の4社による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は1億290万円、最低入札価格は1億200万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在、仮契約中であります。

なお、工期は本契約日の翌日から翌年10月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の38ページをお開きください。

工事の場所は図面の中央下、国道243号線から主要道道別海厚岸線に至る計画路線中赤色実線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す623.05メートルの改良舗装工事です。

車道幅員は5.5メートル、資料39ページに土工定規図を掲載しておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。

以上で、議案第89号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第89号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第21 議案第90号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第21 議案第90号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町地域情報通信施設を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（浦山吉人君） 議案第90号公の施設に係る指定管理者の指定について、内容を御説明申し上げます。

議案の第30ページをお開き願います。

別海町地域情報通信施設、いわゆる高速無線LAN施設ですけれども、この施設の管理運営につきましては、これまで平成18年度と平成23年度更新時の2回公募を行い、指定管理者により実施をしてきたところでありますが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年10月30日開催の指定管理者選定委員会の審議におきまして、通信事業の専門性や地域に密着した情報化推進の観点から、公募によらず株式会社オーレンスを引き続き指定することが適当であるという意見をいただいたところでございます。

それでは、以下議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

(1) 名称、別海町地域情報通信施設。

(2) 所在地、別紙のとおり。

別紙のとおりということで、次の31ページをごらんいただきたいと思います。

1番目の別海町別海常盤町280番地から21番目の尾岱沼潮見町102番地までの21カ所に基地局通信設備が設置をされており、そのうち、3番目から21番目までの19施設が中継局通信設備をあわせ持つ施設となっております。

それでは、また30ページに戻っていただきまして、2の指定管理者でございます。

(1) 住所、別海町別海旭町48番地1。

(2) 名称、株式会社オーレンス。

(3) 代表者名、代表取締役高橋武靖。

3、指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

以上で、議案第90号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第90号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第22 議案第91号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第22 議案第91号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町マルチメディア館を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（浦山吉人君） 議案第91号の公の施設に係る指定管理者の指定について、内容を御説明申し上げます。

議案第32ページをお開き願います。

別海町マルチメディア館につきましては、平成18年度から指定管理者による管理運営を行ってきましたが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年10月30日開催の指定管理者選定委員会の審議に置きまして、マルチメディア館建設当初から管理に携わっており、当該施設を熟知し、これまで蓄積してきた情報技術やノウハウを活用し管理を行っていくことが不可欠であるとの判断を受け、株式会社オーレンスを引き続き指定することといたしたいというものでございます。

それでは、以下議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

(1) 名称、別海町マルチメディア館。

(2) 所在地、別海町別海旭町47番地1。

2、指定管理者。

(1) 住所、別海町別海旭町 4 8 番地 1。

(2) 名称、株式会社オーレンス。

(3) 代表者名、代表取締役高橋武靖。

3、指定の期間、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものでございます。

以上で、議案第 91 号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 91 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第 23 議案第 92 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 23 議案第 92 号公の施設に係る指定管理者の指定について、地域会館及び福祉館を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 議案第 92 号の内容を御説明いたします。

議案 33 ページをお開きください。

こちらも公の施設に係る指定管理者の指定についてです。

本件は、地域会館や福祉館などについて、平成 24 年度から指定管理者による運営管理を行ってきましたが、本年度をもって現在の指定期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定に関しましては、本年 10 月 30 日に開催された指定管理者選定委員会の審議において、施設利用者のほとんどが地域住民であり、施設管理も適切に行われているため、公募によらず引き続き地域町内会または運営委員会などに指定管理者となっていただくこと。また、指定管理期間は 5 年間が適当であるとの御意見をいただいたところです。

指定の期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、指定管理者につきましては、34 ページから別紙のとおり記載しておりますので、施設の所在地、管理者の住所、代表者名は省略させていただき、公の施設の名称と指定管理者の名称を読み上げて説明とさせていただきます。

では 34 ページで、番号の 1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、中春別ふれあいセンター、指定管理者の名称は中春別町内会。

2、中西別ふれあいセンターは中西別ふれあいセンター運営委員会。

3、奥行会館は奥行町内会。

4、美原会館は美原連合町内会。

5、光進会館は光進町内会。

6、本別会館は本別連合会。

7、西春別地域センターは西春別地域センター運営委員会。

- 8、西春別風連会館は西春別風連会館運営委員会。
9、本別海地域センターは本別海町内会。
10、豊原会館は豊原連合町内会。
11、大成地域センターは大成地域会館管理委員会。
12、西春別運動広場は西春別運動広場管理運営委員会。
13、床丹会館は床丹町内会。
14、福島会館は福島地区会。
15、福富会館は福富地区会。
16、北栄会館は北栄町内会。
17、恩根内会館は恩根内地区会。
35ページに続きまして、18、高丘会館は高丘地区会。
19、春日会館は春日地区会。
20、上風連東会館は上風連東部町内会。
21、昭和会館は昭和町内会。
22、中西別第5会館は中西別第5酪農協議会。
23、北矢白別会館は北矢白別地区連合会。
24、開南会館は開南町内会。
25、菊水会館は菊水町内会。
26、富岡会館は富岡町内会。
27、泉川会館は泉川町内会。
28、平成会館は平成町内会の全28施設となります。

以上で、議案第92号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第92号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

8番安部議員。

○8番（安部政博君） ちょっと確認をさせていただきたいのですが、指定管理者の代表の氏名というのは必ずいるのかどうか。

例えばですね、27年4月1日から指定されるわけですけども、その時にはもう既に町内会長が変わっているかもしれない町内会があったりするわけですね。

少なくとも2年で変わる、3年で変わるところも多いわけですから、これはどういった拘束力というか、そういうものがあるのかちょっと教えていただきたい。

○議長（渡邊政吉君） 総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 御質問にお答えいたします。

指定管理をした場合は、協定書や年度協定書などを契約すると言いますか、協定を結ぶこととなりますので、代表者名も必要となってまいります。

ただ、年度間協定につきましては単年度ですので、変わればその都度、代表者の名前は変わっていくこととなるのですけれども、長い期間の協定につきましては、一番最初のままとなりますが、それは契約上のことで代表者名の変更ということだけなので、その協定に関する変更等は必要はございません。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 安部議員よろしいですか。

はい、ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第２４ 議案第９３号

○議長(渡邊政吉君) 次、日程第２４ 議案第９３号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町営畜牛育成牧場を議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部次長。

○産業振興部次長(山崎 茂君) 議案第９３号公の施設に係る指定管理者の指定についての内容について御説明申し上げます。

議案書３６ページをお開きください。

別海町営畜牛育成牧場は昭和４７年に建設し、酪農畜産経営の振興による農家経営の安定と労働力負担の軽減を目的に、町による運営を行ってきたところでございますが、平成２１年度から指定管理者によって実施してまいりました。

平成２７年３月３１日をもって指定管理の期間が満了することから、指定管理を継続するに当たり、指定管理候補者の選定を公募によらない形で行ったところでございます。

この指定管理候補者については、平成２６年１０月３０日開催の別海町指定管理者選定委員会で審議され、適当であると判断されました。

町といたしましては、別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会の意見を尊重し、議案書のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の朗読いたします。

議案第９３号公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

第１項、指定管理者は管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第１号、名称、別海町営畜牛育成牧場。

第２号、所在地、別海町中西別４４番地１１ほか。

第２項、指定管理者。

第１号、住所、別海町西春別３４７番地１１。

第２号、名称、有限会社別海町酪農研修牧場。

第３号、代表者名、代表取締役社長磯田俊夫。

第３項、指定の期間、平成２７年１月１日から平成３０年３月３１日まで。

以上、議案第９３号の説明といたします。

○議長(渡邊政吉君) 議案第９３号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第２５ 議案第９４号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第２５ 議案第９４号公の施設に係る指定管理者の指

定について、別海町資源循環センターを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部次長。

○産業振興部次長（山崎 茂君） 議案第 9 4 号公の施設に係る指定管理者の指定についての内容について御説明いたします。

議案書 3 7 ページをお開きください。

別海町資源循環センターは、平成 1 2 年に独立行政法人北海道寒地土木研究所により建設され、管理運営を行ってきたところでございます。

平成 2 4 年、町が取得し、同年 7 月から指定管理者により実施してまいりましたが、平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって指定管理の期間が満了することから、指定管理を継続するに当たり、指定管理候補者の選定を公募によらない形で行ったところでございます。

この指定管理候補者については、平成 2 6 年 1 0 月 3 0 日開催の別海町指定管理者選定委員会で審議され、適当であると判断されました。

町といたしましては、別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会の意見を尊重し、議案書のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第 9 4 号公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

第 1 項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第 1 号、名称、別海町資源循環センター。

第 2 号、所在地、別海町中西別 1 0 8 番地 2。

第 2 項、指定管理者。

第 1 号、住所、別海町中西別 1 0 0 番地の 2。

第 2 号、名称、別海バイオ株式会社。

第 3 号、対象者名、代表取締役社長佐々木春男。

第 3 項、指定の期間、平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。

以上、議案第 9 4 号の説明といたします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 9 4 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第 2 6 議案第 9 5 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 2 6 議案第 9 5 号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町交流館を議題といたします。

内容について説明を求めます。

はい、商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） それでは、議案第 9 5 号の内容について御説明いたします。

議案の３８ページをお開きください。

別海町交流館は、町民の生活文化の向上を目的とし、研修等を行う施設として平成６年度に建設されております。

別海町交流館の管理運営につきましては、別海町商工会が指定管理者となり実施してまいりましたが、平成２７年３月３１日をもって期間が満了することから、指定管理を継続するに当たり、指定管理候補者の選定を公募によらない形で行ったところでございます。

この指定管理候補者につきましては、平成２６年１０月３０日開催の別海町指定管理者選定委員会で審議され、適当であると判断されたことから、指定管理者の指定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

議案第９５号公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

１、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

（１）名称、別海町交流館。

（２）所在地、別海町別海旭町６７番地１。

２、指定管理者。

（１）所在地、別海町別海旭町６７番地１。

（２）名称、別海町商工会。

（３）代表者名、会長橋本淳一。

３、指定の期間、平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日まで。

以上で、議案第９５号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第９５号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第２７ 議案第９６号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第２７ 議案第９６号公の施設に係る指定管理者の指定について、尾岱沼ふれあいキャンプ場を議題といたします。

内容について説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） それでは、議案第９６号の内容について御説明いたします。

議案書の３９ページをお開きください。

尾岱沼ふれあいキャンプ場は自然環境を生かした観光、体験、レクリエーション施設として活用しております。

尾岱沼ふれあいキャンプ場の管理運営につきましては、株式会社別海町観光開発公社が指定管理者となり実施してまいりましたが、平成２７年３月３１日をもって期間が満了することから、指定管理者を継続するに当たり、指定管理候補者の選定を公募によらない形で行ったところでございます。

この指定管理候補者につきましては、平成26年10月30日開催の別海町指定管理者選定委員会で審議され、適当であると判断されたことから、指定管理者の指定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

議案第96号公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

(1) 名称、尾岱沼ふれあいキャンプ場。

(2) 所在地、別海町尾岱沼岬町66番地。

2、指定管理者。

(1) 所在地、別海町野付63番地。

(2) 名称、株式会社別海町観光開発公社。

(3) 代表者名、代表取締役水沼猛。

3、指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。

以上をもちまして、議案第96号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第96号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第28 議案第97号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第28 議案第97号公の施設に係る指定管理者の指定について、尾岱沼漁港コミュニティセンターを議題といたします。

内容について説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） それでは議案第97号の内容について御説明いたします。

議案の40ページをお開き願います。

尾岱沼漁港コミュニティセンターは、地域観光の推進等を目的とし、平成14年度に建設されております。

尾岱沼漁港コミュニティセンターの管理運営につきましては、株式会社別海町観光開発公社が指定管理者となりまして実施してまいりましたが、平成27年3月31日をもって期間が満了することから、指定管理を継続するに当たりまして、指定管理候補者の選定を公募によらない形で行ったところでございます。

この指定管理候補者につきましては、平成26年10月30日開催の別海町指定管理者選定委員会で審議され、適当であると判断されたことから、指定管理者の指定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

議案第97号公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2

第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

(1) 名称、尾岱沼漁港コミュニティセンター。

(2) 所在地、別海町尾岱沼港町232番地5。

2、指定管理者。

(1) 所在地、別海町野付63番地。

(2) 名称、株式会社別海町観光開発公社。

(3) 代表者名、代表取締役水沼猛。

3、指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。

以上をもちまして、議案第97号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第97号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第29 議案第98号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第29 議案第98号公の施設に係る指定管理者の指定について、野付半島ネイチャーセンターを議題といたします。

内容について説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） それでは議案第98号の内容について御説明いたします。

議案の41ページをお開き願います。

野付半島ネイチャーセンターは、別海町における観光の拠点施設として、平成14年度に建設されております。

野付半島ネイチャーセンターの管理運営につきましては、株式会社別海町観光開発公社が指定管理者となり実施してまいりましたが、平成27年3月31日をもって期間が満了することから、指定管理を継続するに当たり、指定管理候補者の選定を公募によらない形で行ったところでございます。

この指定管理候補者につきましては、平成26年10月30日開催の別海町指定管理者選定委員会で審議され、適当であると判断されたことから、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の朗読をし、内容説明にかえさせていただきます。

議案第98号公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

(1) 名称、野付半島ネイチャーセンター。

(2) 所在地、別海町野付63番地の3。

2、指定管理者。

(1) 所在地、別海町野付63番地。

(2) 名称、株式会社別海町観光開発公社。

(3) 代表者名、代表取締役水沼猛。

3、指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。

以上をもちまして、議案第98号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第98号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第30 議案第99号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第30 議案第99号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町水産物保管施設を議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部次長。

○産業振興部次長（佐藤則夫君） それでは、議案第99号公の施設に係る指定管理者の指定について、内容を御説明いたします。

議案の42ページをお開き願います。

別海町水産物保管施設につきましては、平成19年度から指定管理による管理運営を行ってきております。

本年度をもって、現在の指定管理期間が満了するため、指定管理者による管理を継続するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年10月30日開催の指定管理者選定委員会の審議において、主要魚種である秋サケ加工製品の高品質化、さらには消費拡大、販路拡大に努め、漁家経営の安定を図るためにも、これまで蓄積してきた技術を生かした管理を行っていくことが不可欠であると判断を受け、別海漁業協同組合を引き続き指定するものでございます。

それでは、議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

議案第99号公の施設に係る指定管理の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

(1) 名称、別海町水産物保管施設。

(2) 所在地、別海町本別海1番地192地先。

2、指定管理者。

(1) 所在地、別海町本別海1番地の95。

(2) 名称、別海町漁業協同組合。

(3) 代表者名、代表理事組合長福原正純。

3、指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。

以上で、議案第99号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第99号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

◎日程第31 報告第8号

○議長(渡邊政吉君) 次、日程第31 報告第8号専決処分の報告について、根室中部3号主要幹線改良舗装工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

総務部次長。

○総務部次長(河嶋田鶴枝君) 報告第8号の内容を御説明いたします。

議案44ページをお開きください。

報告第8号専決処分の報告について、本件は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読します。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年10月21日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成25年12月10日議案第93号により議決を経て締結、平成26年7月7日専決処分した、根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「1億3,010万7,600円(内消費税及び地方消費税額963万7,600円)」を「1億3,068万円(内消費税及び地方消費税額968万円)」に改める。

変更の内容につきましては、地権者との協議により、取りつけ道路の箇所数の増加、案内板再設置や、防護柵撤去工の概数の確定により変更の必要性が生じ、57万2,400円増額となったものです。

以上で、報告第8号の内容説明を終わります。

◎散会宣告

○議長(渡邊政吉君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は午前10時から一般質問を行います。

皆様どうも御苦労さまでした。

散会 午後 1時53分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員